

県南広域振興局長告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者が介護老人保健施設を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年7月9日

県南広域振興局長 平野 直

介護保険事業所番号	開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
0370601239	社会福祉法人清智会	介護老人保健施設北上きぼう苑	北上市本石町二丁目1番45号	令和元年7月31日